

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付をしない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、同年〇月〇日、B所在の会社C製作所（以下「事業場」という。）に配属され、プリント基板の試験装置の設計開発業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年頃から当時の上司であったD係長との軋轢が生じ、そのことが原因で体調を崩し、平成〇年〇月〇日に「うつ病」と診断され、休職となり、平成〇年〇月〇日に復職したものの、必要性のない作業や単純作業を執拗に強制されるといった嫌がらせを受けたことから、同年〇月〇日から再び休職することになったという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、Eクリニックに受診し、「うつ病、不眠症」と診断され、以後、通院治療を続けている。

請求人は、精神障害を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付を請求したところ、監督署長は、平成〇年〇月〇日付けで請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、棄却されたため、再審査請求に及んだものの、当審査会は、平成〇年〇月〇日付でこれを棄却した（平成26年労第549号。

以下「前裁決」という。)

今般、請求人は、平成〇年〇月〇日にEクリニックに受診し、「うつ病」と診断されたことにつき、精神障害を発病もしくは悪化したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の主張する精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人に発病した精神障害の有無及びその発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「請求人は、平成〇年〇月上旬ごろにICD-10ガイドラインに照らし「F43.2 適応障害」（以下「本件疾病」という。）を発病した。平成〇年〇月〇日までの受診状況については定期的であり、投薬内容に大きな変化はなく、治療経過も特に変化は認められず、主治医も新たなうつ病に否定的な意見であることから、この時点で『寛解』と判断できない。」と判断している。この点、前裁決、請求人の症状及び療養経過等から見て、当審査会としても、専門部会の意見は妥当であり、平成〇年〇月〇日

時点において、本件疾病は寛解の状態には至っていないものと判断する。

- (2) 当審査会では、前裁決において、請求人は、平成〇年〇月上旬頃、本件疾病を発病していることは認めるものの、本件疾病の発病は業務上の事由によるものとは認められないと判断しているところ、請求人らは、請求人が平成〇年〇月に復職した際、会社から無意味で必要性の乏しい作業をさせられたことは、請求人の人格や人間性を否定するようなひどい嫌がらせ行為であり、このことが原因により、本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化した旨主することから、以下検討する。
- (3) ところで、精神障害の業務起因性の判断に関しては、厚生労働省労働基準局長が、「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。
- (4) 認定基準によれば、精神障害の業務起因性について、業務以外の原因や業務による弱い心理的負荷により発病して治療が必要な状態にある精神障害が悪化した場合、別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められた場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該当する業務上の疾病として取り扱うとされている。
- (5) 本件疾病について、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「先行するうつ病の経過中に本人にストレスフルな出来事があって、いわば反応的にうつ状態が悪化したと見ることは可能である。」と述べているが、その表現からみて、同所見は、傷病が悪化した可能性があるとして述べているに過ぎないものとみることが相当である。この点、専門部会は、要旨、「以前の精神障害が自然経過を超えて著しく悪化とまでは言えない。」と判断しているところ、当審査会においても一件記録を精査したが、請求人の症状及び療養経過等からみて、専門部会の意見は妥当であり、本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないものと判断する。
- (6) なお、会社関係者らの申述によると、会社は、請求人の復職に当たって、産業医の意見等を尊重するとともに勤務時間を短縮して軽易な作業を行わせるな

ど、請求人の体調に配慮しており、復職後についても定期的に産業医との面談を行う等のサポートを適切に行っていることが認められ、請求人に対する配置が、請求人に対する嫌がらせを目的として行われたと推認することはできない。

- 3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。